

## 委託・役務業務における電子入札手続の地方機関への拡大について

### 1 要旨・目的

民間事業者の利便性向上、業務効率化等を図るため、物品調達において利用している広島県電子入札等システムの対象範囲を委託・役務業務にも拡大し、令和 5 年 10 月から本庁において運用を開始したところであるが、令和 6 年 10 月からは、本庁での電子入札の実施状況等を踏まえ、地方機関へも運用を拡大する。

### 2 現状・背景

談合防止と入札事務の公平性・透明性の向上を図るため、平成 24 年 6 月から、県の発注する物品調達業務については、電子入札による手続を行っていた。

新型コロナウイルス感染症等を起因とした社会構造の変化、本県における行政のデジタル化を推進する方針等を踏まえ、委託・役務業務についても、令和 5 年度に必要なシステム改修等の対応を行った上で、令和 5 年度から本庁、令和 6 年度からは地方機関においてと、段階的に電子入札の利用拡大を図ることとした。

### 3 概要

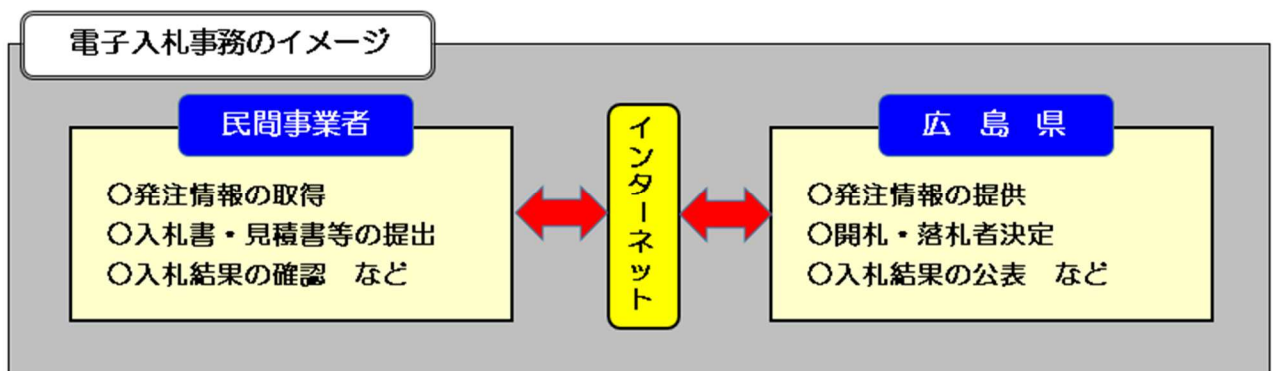
#### (1) 対象者

県の委託・役務業務に入札する民間事業者（名簿掲載事業者）

#### (2) 事業内容

##### ア 電子入札手続の概要

民間事業者のインターネットに接続したパソコンから、県のシステムを利用して入札等を行うもの。



##### イ 電子入札手続によることのメリット

###### (ア) 民間事業者の利便性向上

- ・ 民間事業者が入札の際に県庁に訪れることが不要となる。
- ・ 移動による時間的な制約が削減されることにより、多くの入札に参加が可能となる。
- ・ 電子入札等システムから、発注情報や入札結果を容易に取得することができる。

### (イ) 公正性の向上

- ・ 入札参加者が他の参加者の有無を事前に知ることができないため、適正な入札を行うことができる。

### (ウ) 業務効率化

- ・ 入札等の業務を契約・調達管理課で集約するため、各所属の事務負担が軽減される。
- ・ 電子化により、人為的なミスを防止できる。
- ・ 全庁的な事務の統一化を図ることができる。

### ウ 電子入札手続の対象となる委託・役務業務（落札者決定方式）

- ・ 一般競争入札
- ・ 一般競争入札（総合評価方式）
- ・ 指名競争入札
- ・ 見積り合せ（一者又は複数者）

### エ 対象機関

- ・ 地方機関
- ※ 本庁においては、令和5年10月から実施済み

## (3) スケジュール

### ア 地方機関における運用開始日

令和6年10月1日（火）

### イ 移行期間

民間事業者が機器（ICカード、カードリーダー等）の準備に一定の時間を要することを考慮し、令和7年3月31日まで、紙による入札も併用することとする。